					附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される第二十五条の二十一第二項
法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項	及び法附則第九条の六第三項前段	並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段			
	同項後段	法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項後段			
	及び法附則第九条の十四第一項	、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに法附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の十四第一項			
附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される第二十五条の二十一第二項	法第七十二条の百三第三項	法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百三第三項			
	及び法附則第九条の六第三項前段	並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段			
	同項後段	法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項後段			

附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第二十五条の二十一第二項の表以外の部分	附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第二十五条の二十一第二項の表				
法附則第九条の十五					
法附則第九条の十五及び地方税法等改正法附則第十二条後段					
	法第七十二条の百三第三項	法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百三第三項			
	及び法附則第九条の六第三項前段	並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段			
	同項後段	法附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項後段			
	及び法附則第九条の十四第一項	、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに法附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百十三第一項			
附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される第二十五条の二十一第二項の表	法第七十二条の百三第三項	法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法第七十二条の百三第三項			
	及び法附則第九条の六第三項前段	並びに法附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項前段			